新定 旧時地 対期方 照及団 表び体 決に 定対 額し 並て び交 に付 交す 付べ 時き 期平 及成 びニ 交十 付七 額年 等 度 の分 特の 例 震 に災 関復 す興 る特 省別 令 交 の付 一税 部の を額 改の 正算 す定 る方 省法 令 ` 決

額〇 並 地 び方 に団 交体 付に 時対 期し 及て び交 交付 付す 額べ 等き の平 特成 例二 に十 関七 す年 る度 省分 令の (震 平災 成復 二興 十特 七別 年 交 総付 務税 省の 令額 第の 四算 十定 五方 号法、 決 定 時 期 及 び 決 定

(平成二十七年度九月分の額の算定方法) 第二条 略 2 平成二十七年度九月分の額の算定方法) 第一条 略 2 平成二十七年度九月分の額の算定方法) 2 平成二十七年度16第三条第五項に規定する三月分の額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定したがある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定したがある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定したが第三条の規定」とあるのは「平成二十四年度省令第一条「第一条の規定」とあるのは「平成二十四年度省令第一条「第一条の規定」とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条」とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条」とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条」とあるのは「平成二十四年度省令第一条「とあるのは「平成二十四年度省令第一条」とあるのは「の規定」と、「並準用するこの項の規定」と、「並びに前条第三項において、同項中「平成二十四年度省令第一条の規定」と、「並準理を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	改 正 後	
(平成二十七年度九月分の額の算定方法) 第二条 略 2 平成二十六年度省令第三条第五項に規定する三月分がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定しがある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定しずる。 (新設)	改正前	

傍

線

零成しい分と二た額の

み条又平算び 第 は 成定 に え 平 平 L 項成 十た成 ŧ 五額 + 年に十 \mathcal{O} کے لح 度つ六 五. 分い す 年 年 て る 前 度 又 度 。項 省 分 は لح 平 令 成あ と 第 あ る る +の条 の第六は及 び は 年 に 項 度 第 分 前 と 条 条 い あ と て 第 0 る あ 規 項の ると定 は に \mathcal{O} لح ょ は 読 前 19

4 額 第|替 が ŋ 負 減 数 額項る 及 لح L な び 又前 る لح は項 き 加に 算お は L い 当 た 7 該 後準 額 の用 平す を 零 成る 次 す + 条 七第 る 年 度項 九の 月規 分 定 のに

三二 成 + 七 年 度 三 月 分 の 額 の 算 定 方 法

交平るよ定の算第十省、二年し後加条第平 りに額し三六令当の度たの算第三成平規す 前条平 た項年第該項省額額し三 条二成定る) た項第十二に の十等定り並額に度二減の令 第 額五にし算びがお省条額規第平、額に 三四十基 兀 が年よた定にあい今及し定三成平がお項年三づが項 過度り額し平るて第び、に条 二成あい |度年きでに 二第又よ第十二るて平省度算き 大分平がた成場準 又 又 成 実 額 二合 用 条 三 は り 三 五十場準成令省定ない はは二際に十にす第条加減項年四合用 第合しいて 過平十につ六はる三の算額及度年にす十一第た額平 少成三要い年、こ項規し又び省度はる六条一額が成に二年して度当の及定たは前令省、こ年第条かあ二 、省該項びに後加条第令当の度四のらる十 三第該項省項規減場七 定六分経必令減の第よの算第 費要第額規三り額し三条一減の令 定額合年 れ度平をな二し定条算 一た項第条額規第平 すに度 、額に 三のし定 成よるは九 た分成上経条、に第定 `に条 との二回費及又よ三し平がお頃規 月 認震十りのびはり項た成あい `定又よ第 十算の当分 、見第加減並額二るて平にはり三 五定と該の ら復年又込三算額び ・関度は額条し又に 平五合用二り算額及 る特分下等のたは前成年にす十算し又び 年し す額額 度たるをか 。前ら 省額 と別、回に規後加条二度はる六定たは前令 項減

=

成

+

七

年

度

三

月

分

の

額

の

算

定

方

法

3 第平 の額 三成平規す 前条平 項年三 づが項 及度年きでに 省度算きお 令省定ない 平 第令しいて 成 一第た額平 +条一額が成 第条かあ二 六 四のらる十 年 度項規減場六 定額合年 第条額規令平にすに度 三のし定第成よるは九 三りも 三 月 及定又よ条十算の当分 五定と該の 年し 三 す額額 り算額項度たるをか 。前ら 省額 |令 🦳 項減

|六|し後加 年たの算 度額額し $\overline{}$ 二成あ 年 四 合 省度は 令省 第令当 三第該 条一減の省 項規 、に にはり第 び 平 よ加減 成 算し又 十定たは

十 省 六令当 年第該 度二減の省 省条額規令平、額 令及し定第成平が 、に三 第び 二第又よ条十二る 条三はり第五十場 第条加減 三の算額項度年に 項規し又 及定たは びに後加 減の第よの算 三り額し ⁾た `額 額二る (十場 平五合 成年に 二度は

交平るよ定の算 付成こりに額し 税二と算よごた の十等定り並額 額五にし算びが が年よた定にあ 過度り額し平る 大分平がた成場 又又成実額二合 はは二際に十に 過平十につ六は 少成三要い年 に二年して省当 `令該 算十度た 定六分経必 さ年、費要第額規 れ度平をな二し定条算 、に第定 た分成上経条 との二回費及又よ三し平が 認震十りのびはり項た成あ め災四、見第加減 ら復年又込三算額 れ興度は額条し又 る特分下等のたは と別、回に規後加

算十度た

新 設

。 額額第き 5 ししーは `た項` 略又額の当 はが規該 当あ定過 該るに大 額場基算 に合づ定 加にき額 算は算又 す、定は る当し過 も該た少 の減額算 と額へ定 すし前額 るた項にの相 の規当 額定す じにる かよ額 らりを減減、 減 減 4 ・額額第き

改 正 省 令 附 則

 \mathcal{O}

令

公

布

 \mathcal{O}

日

カゝ

5

施

行

す る。

省附

は則

5 しし一は、た項、 略又額の当 はが規該 当あ定過 該るに大 額場基算 に合づ定 加にき額 算は算又す、定は る当し過 も該た少 の減額算 と額へ定 すし前額 るた項に 。後の相 の規当 額定す じにる かよ額 らりを、

減 減